



千地裁総第423号
平成30年4月27日

山中理司様

千葉地方裁判所長 小川 秀 樹



司法行政文書の開示についての通知書

平成30年3月30日付け（同年4月2日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので、通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報

「千葉地方裁判所及び管内簡易裁判所の平成30年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷日割並びに司法行政事務の代理順序の定め」の別表第1及び別表第2（4月2日現在のもの）（片面で8枚）

2 提供しないこととした部分とその理由

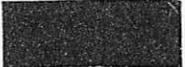
1の情報には、個人識別情報が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を提供しないこととした。

3 提供の実施方法

写しの送付

（担当）総務課 上野 電話043（333）5237

<p>事 第 二 部</p>	<p>判事 貝阿彌 千絵子</p> <p>判事補 (特) 遠 藤 安希歩</p> <p>判事補 末 廣 祐 輔</p>	<p>(法定合議事件を除くその余の事件)</p> <p>(5) } (6) } 第一部の(5)から(7)まで (7) } と同じ</p> <p>(8) } (9) } 第一部の(8)から(13)まで (10) } と同じ (11) } (12) } (13) }</p> <p>(14) 訴えの提起前における証拠収集処分事件</p> <p>(15) 証拠保全事件</p> <p>(16) 共助事件</p> <p>(17) 医療事故を理由とする損害賠償事件</p>	<p>各177分の40</p> <p>各4分の1</p> <p>4分の1</p> <p>4分の1</p> <p>4分の1</p> <p>全 部</p>	<p>単独事件 内 田 博 久 本 田 能 久 貝阿彌 千絵子</p>	<p>水 火・木 水</p>
<p>民 事 第 三 部</p>	<p>判事 (総) 阪 本 勝</p> <p>判事 野 中 伸 子</p> <p>判事 平 井 直 也</p> <p>判事補 (特) 清 水 由 香</p> <p>判事補 (特) 池 内 雅 美</p>	<p>(法定合議事件)</p> <p>(1) 控訴事件</p> <p>(2) 行政処分の効力等を争点とする私法上の法律関係に関する控訴事件</p> <p>(3) 労働災害に関する控訴事件</p> <p>(4) } 第一部の(3)及び(4)と同 (5) } じ</p> <p>(法定合議事件を除くその余の事件)</p> <p>(6) } (7) } 第一部の(5)から(7)まで (8) } と同じ</p> <p>(9) } (10) } 第一部の(8)から(13)まで (11) } と同じ (12) } (13) }</p> <p>(14)</p> <p>(15) 訴えの提起前における証拠収集処分事件</p> <p>(16) 証拠保全事件</p> <p>(17) 共助事件</p> <p>(18) 行政事件 (行政処分の効力等を争点とする私法上の法律関係に関する事件を含む。)</p> <p>(19) 労働災害に関する事件</p> <p>(20) 独占禁止法に基づく事件 (同事件を本案とする保全事件を含む。)</p>	<p>60分の20</p> <p>全部 全部</p> <p>各4分の1</p> <p>各177分の37</p> <p>各4分の1</p> <p>4分の1</p> <p>4分の1</p> <p>4分の1</p> <p>全 部</p> <p>全 部</p> <p>全 部</p>	<p>合議事件 阪 本 勝 野 中 伸 子 平 井 直 也 清 水 由 香 池 内 雅 美</p> <p>単独事件 阪 本 勝 野 中 伸 子 平 井 直 也</p>	<p>火・金</p> <p>水 木 月・木</p>
<p>民</p>	<p>判事 (総) 蓮 井 俊 治</p> <p>判事 石 原 直 弥</p>	<p>(1) 民事保全事件 (異議、取消事件及び旧法事件を含む。ただし、独占禁止法に基づく事件を本案とする保全事件及び労働仮処分事件を除く。)</p> <p>(2) 配偶者暴力等に関する保護命令事件</p>	<p>(1)~(17) 全 部</p>	<p>合議事件 蓮 井 俊 治 石 原 直 弥 下 田 敦 史 貝阿彌 千絵子 瀧 川 和歌子 多々良 周 作</p>	<p>随 時</p>

<p>事 第 四 部</p>	<p>判事 下田 敦史</p> <p>判事 (兼) 貝阿彌 千絵子</p> <p>判事 瀧川 和歌子</p> <p>判事補(特) 多々良 周作</p> <p>判事補 斉藤 仁美</p> <p></p> <p>判事補(特) 鈴木 真耶</p> <p>【留学中】 判事補 工藤 智</p> <p>【留学中】 判事補 野上 幸久</p>	<p>(3) 民事執行事件(旧法事件及び旧競売法による事件を含む。)及びこれに付随する雑事件</p> <p>(4) 動産競売開始許可事件</p> <p>(5) 財産開示事件</p> <p>(6) 民事保全事件及び民事執行事件に係る抗告事件並びにこれらに付随する雑事件</p> <p>(7) 破産事件, 民事再生事件, 会社更生事件, 特別清算事件及び企業担保権実行事件</p> <p>(8) 承認援助事件</p> <p>(9) 民事非訟事件及び商事非訟事件(公示催告, 過料を含む。)</p> <p>(10) 借地非訟事件(借地非訟付調停事件を含む。)</p> <p>(11) 特定調停事件</p> <p>(12) 仮登記仮処分事件</p> <p>(13) 罹災都市借地借家臨時処理事件</p> <p>(14) 船舶所有者等責任制限事件</p> <p>(15) 油濁損害賠償責任制限事件</p> <p>(16) 簡易確定事件</p> <p>(17) 仲裁関係事件</p> <p>(18) その他の民事雑事件(訴えの提起前における証拠収集処分事件, 証拠保全事件及び共助事件を除く。)</p>	<p>全部</p>	<p>斉藤 仁美</p> <p>単独事件 蓮井 俊治 石原 直弥 下田 敦史 貝阿彌 千絵子 瀧川 和歌子 多々良 周作</p>	<p>随 時</p>
<p>民 事 第 五 部</p>	<p>判事(総) 高瀬 順久</p> <p>判事 足立 堅太</p> <p>判事 菅野 昌彦</p> <p>判事補 吉元 祥太郎</p>	<p>(法定合議事件)</p> <p>(1) 控訴事件</p> <p>(2) 建築請負及び工事請負に関する控訴事件(請求原因又は抗弁で瑕疵の主張のある事件に限る。)</p> <p>(3) } 第一部の(3)及び(4)と同</p> <p>(4) } じ</p> <p>(法定合議事件を除くその余の事件)</p> <p>(5) } 第一部の(5)から(7)まで</p> <p>(6) } 同じ</p> <p>(7) } 同じ</p> <p>(8) } 第一部の(8)から(13)まで</p> <p>(9) } 同じ</p> <p>(10) } 同じ</p> <p>(11) } 同じ</p> <p>(12) } 同じ</p> <p>(13) } 同じ</p> <p>(14) 訴えの提起前における証拠収集処分事件</p> <p>(15) 証拠保全事件</p> <p>(16) 共助事件</p>	<p>60分の10</p> <p>全部</p> <p>各4分の1</p> <p>各177分の50</p> <p>各4分の1</p> <p>4分の1</p> <p>4分の1</p> <p>4分の1</p>	<p>合議事件 高瀬 順久 足立 堅太 菅野 昌彦 吉元 祥太郎</p> <p>単独事件 高瀬 順久 足立 堅太 菅野 昌彦</p>	<p>木 月・金 (臨時)</p> <p>水 火・金 火・金</p>

	(17) 建築請負及び工事請負に関する事件（請求原因又は抗弁で瑕疵の主張のある事件に限る。）	全 部		
--	--	-----	--	--

(別表第2)

平成30年度千葉地方裁判所刑事部の裁判官の配置及び裁判事務の分配等

部	裁判官の配置	裁判事務の分配及び割合	担当裁判官	開廷日等
刑 事 第 一 部	判事(総) 岡部 豪	第1 合議事件及びこれに準じて分配する事件 1 法定合議事件(2の事件を除く。)の9分の2 2 裁判員裁判対象事件の9分の2 3 刑事訴訟法第262条の付審判請求事件の9分の2 4 次の事件の9分の2 (1) 刑事訴訟法第429条の準抗告事件 (2) 組織的犯罪処罰法第52条第2項の不服申立事件 (3) 麻薬特例法第19条第4項及び第20条第3項により組織的犯罪処罰法第52条第2項の例によるとされた不服申立事件 (4) 組織的犯罪処罰法第62条第1項の審査請求事件 (5) 麻薬特例法第23条により組織的犯罪処罰法第62条第1項の例によるとされた審査請求事件 (6) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第3条第1項に基づく除外決定請求等事件, 同法第35条第1項, 第42条第1項又は第94条第1項に基づく異議申立事件及び同法第41条第2項又は同法第43条第2項に基づく裁判員等解任請求等事件 5 除斥事件及び忌避事件の9分の2 6 部において合議体で審判をする旨の決定をした事件 7 その他法令により合議体で処理すべき事件の9分の2 8 医療観察法第72条第1項の不服申立事件及び同法第73条第1項の異議申立事件の9分の2 第2 単独事件及びこれに準じて分配する事件 1 公安労働関係単独事件の21分の6 2 即決裁判手続事件の9分の2 3 1及び2以外の単独事件の21分の6 4 その他判事の権限により処理すべき事件(第1及び第3に掲げたものを除く。)の21分の6 第3 その他の事件 次の事件ごとにその各9分の2 (1) 医療観察法第33条第1項の申立事件	合議事件 岡部 豪 野原 俊郎 内藤 尚子 酒井 孝之 中村 海山 津田 葉月 加藤 優輝	月～金
	判事 野原 俊郎		単独事件 岡部 豪 野原 俊郎 内藤 尚子 酒井 孝之 中村 海山	月～金 月～金 月～金 月～金 月～金
	判事 内藤 尚子		医療観察法上の判事の権限で処理すべき事件	
	判事 酒井 孝之			
	判事 中村 海山			
	判事補 津田 葉月			
	判事補 加藤 優輝			

		<p>(2) 第25条(3)により同条(1)本文の例によるとされた事件</p> <p>(3) 執行猶予取消請求事件</p> <p>(4) 起訴前の証拠調事件・証拠保全事件</p> <p>(5) 共助事件（組織的犯罪処罰法第6章及び麻薬特例法第6章の国際共助事件を除く。）</p> <p>(6) 刑事訴訟法第430条の準抗告事件</p> <p>(7) 刑事訴訟法第187条の2の不起訴被疑者の訴訟費用請求事件</p> <p>(8) 検察審査会の起訴議決に係る事件について公訴の提起及びその維持に当たる弁護士指定に関する事件</p> <p>(9) その他裁判官の権限により処理すべき事件（第1, 第2並びに上記(1)及び(2)に掲げたものを除く。）</p>	<p>(裁判官の合議体で行う審理を除く。)</p> <p>岡部 豪 野原 俊郎 内藤 尚子 酒井 孝之</p>	<p>随時 随時 随時 随時</p>
刑 事 第 二 部	<p>判事(総) 金子 武志</p> <p>判事 川田 宏一</p> <p>判事 大野 洋</p> <p>判事 朝倉 静香</p> <p>判事 林 寛子</p> <p>判事補 澤 大地</p> <p>判事補 西 愛礼</p> <p>判事補 本田 真理子</p>	<p>第1 } 第一部の第1から第3までと同じ 第2 } 第3 }</p>	<p>合議事件 金子 武志 川田 宏一 大野 洋 朝倉 静香 林 寛子</p> <p>単独事件 金子 武志 川田 宏一 大野 洋 朝倉 静香 林 寛子</p> <p>医療観察法上の判事の権限で処理すべき事件 (裁判官の合議体で行う審理を除く。)</p> <p>金子 武志 川田 宏一 大野 洋 林 寛子</p>	<p>月～金 月～金 月～金 月～金 月～金</p> <p>随時 随時 随時 随時</p>

刑 事 第 三 部	判事(総) 楡井英夫	第1 第一部の第1と同じ	合議事件 楡井英夫 夫彦 岡田健彦 正恭 幸子 高橋正幸 藤忠 広二 佐藤恭子 頭水 拓	月～金
	判事 岡田健彦	第2 単独事件及びこれに準じて分配する事件 1 公安労働関係単独事件の21分の2 2 第一部の第2の2と同じ 3 1及び2以外の単独事件の21分の2 4 その他判事の権限により処理すべき事件 (第1及び第3に掲げたものを除く。)の 21分の2	単独事件 楡井英夫 夫彦 岡田健彦 幸子 高橋正幸 藤恭子 佐藤恭子	月～金 月～金 月～金 月～金
刑 事 第 四 部	判事(総) 藤井俊郎	第1 合議事件及びこれに準じて分配する事件 1 法定合議事件(2の事件を除く。)の9分の1 2 裁判員裁判対象事件の9分の1 3 刑事訴訟法第262条の付審判請求事件の9分の1 4 次の事件の9分の1 (1) (2) (3) (4) (5) (6) } 第一部の第1の4(1)から(6)までと同じ	合議事件 藤井俊郎 郎香 本間明日香 利明 前澤利明 華穂 山下華穂	月～金
	判事 本間明日香	第2 単独事件及びこれに準じて分配する事件 1 公安労働関係単独事件の21分の5 2 即決裁判手続事件の9分の1 3 1及び2以外の単独事件の21分の5	単独事件 藤井俊郎 郎香 本間明日香 利明 前澤利明	月～金 月～金 月～金
刑 事 第 三 部	判事(総) 楡井英夫	第3 第一部の第3と同じ	医療観察法上の判事の権限で処理すべき事件 (裁判官の合議体で行う審理を除く。)	随時 随時 随時 随時
	判事補 鬼頭忠広	判事補 清水拓二	楡井英夫 夫彦 岡田健彦 幸子 高橋正幸 藤恭子	随時 随時 随時 随時

		<p>4 その他判事の権限により処理すべき事件 (第1及び第3に掲げたものを除く。)の 21分の5</p> <p>第3 その他の事件 次の事件ごとにその各9分の1</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) } 第一部の第3(1)から(9)までと同じ (6) (7) (8) (9)</p>	<p>医療観察法上の 判事の権限で処 理すべき事件 (裁判官の合議 体で行う審理を 除く。)</p> <p>藤井俊郎 前澤利明</p>	<p>随時 随時</p>
刑 事 第 五 部	<p>判事(総) 市川太志</p> <p>判事 小池健治</p> <p>判事 谷口吉伸</p> <p>判事 福田恵美子</p> <p>判事補 下村有朋</p> <p>判事補 長谷川英</p>	<p>第1 第一部の第1と同じ</p> <p>第2 単独事件及びこれに準じて分配する事件</p> <p>1 公安労働関係単独事件の21分の2</p> <p>2 第一部の第2の2と同じ</p> <p>3 1及び2以外の単独事件の21分の2</p> <p>4 その他判事の権限により処理すべき事件 (第1及び第3に掲げたものを除く。)の 21分の2</p> <p>第3 第一部の第3と同じ</p>	<p>合議事件</p> <p>市川太志 小池健治 谷口吉伸 福田恵美子 下村有朋 長谷川英</p> <p>単独事件</p> <p>市川太志 小池健治 谷口吉伸 福田恵美子</p> <p>医療観察法上の 判事の権限で処 理すべき事件 (裁判官の合議 体で行う審理を 除く。)</p> <p>市川太志 小池健治 谷口吉伸 福田恵美子</p>	<p>月～金</p> <p>月～金 月～金 月～金</p> <p>随時 随時 随時</p>